

お詫びとお知らせ

65歳以上の市内高齢者の方の利用料金取扱いについて

令和2年4月1日から「65歳になった誕生日以降の適用」に変更します。

65歳以上の市内高齢者の方の利用料金につきましては、これまで「65歳になる年の1月1日からの適用」を行ってまいりましたが、大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例には規定がなく、合理性を欠いた取扱いでありました。

今後につきましては、周知期間を設けたうえで、令和2年4月1日から「65歳になった誕生日以降の適用」に変更をさせていただきますので、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。ご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

大田原市教育委員会スポーツ振興課

大田原市教育委員会スポーツ振興課	TEL0287-22-8017
大田原市屋内温水プール	TEL0287-24-0778
大田原市立黒羽中学校屋内温水プール	TEL0287-59-1031